令 和 ４ 年 度 第 １ 回

# 多摩市国民健康保険運営協議会

令和４年5月１９日（木）午後１時３０分

多 摩 市 役 所 東 庁 舎 会 議 室

１.開催日　　　令和４年５月１９日（木）

２.会　場　　　多摩市役所東庁舎会議室

３.出席者

| | |
|---|---|
| 被保険者代表委員 | 大井幸夫、菱田達雄、齊藤順子、津布久光男 |
| 保険医・薬剤師代表委員 | 浅井英夫、佐々部一、橋本循一、寺田武司 |
| 公益代表委員 | 下井直毅、若林佳史、舟木素子、伊藤　挙 |
| 被用者保険代表委員 | 川又久義、原　千秋 |
| 事務局 | 保健医療政策担当部長　伊藤重夫 |
| | 保険年金課長　松下恵二 |
| | 保険税担当　定石倫彦 |
| | 保険税担当　宇都宮久美子 |
| | 国保担当　坂本全史 |
| | 国保担当　高橋麻智子 |
| | 国保担当　星野広輝 |

午後１時３０分　開会

○下井会長　では、時間となりましたので、始めたいと思います。

　皆さん、こんにちは。第１回の多摩市国民健康保険運営協議会ということで、開会に当たりまして、事務局の職員異動等ありますので、そちらを先にお願いいいたします。

○松下保険年金課長　令和４年４月１日付人事異動によりまして、保険税担当主査に定石が着任しておりますので、御挨拶をさせていただければと思います。

○定石保険税担当　失礼します。前任の浅利から４月１日付で着任いたしました定石と申します。浅利の後任ですので、主に保険税の賦課のほうを担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○下井会長　よろしくお願いします。ありがとうございます。

　それでは、開会に先立ちまして、会議傍聴する方はいらっしゃいますか。

○坂本国保担当　本日はおりません。

○下井会長　どうもありがとうございます。

　それでは、出席状況報告のほう、お願いいたします。

○坂本国保担当　齊藤委員と佐々部委員から遅れる旨の連絡が入っています。

　以上です。

○下井会長　ありがとうございます。

　本日の議事録署名委員ですけども、舟木委員と寺田委員にお願いいたします。

　それでは、配付資料の確認をしたいと思います。机上配付について、事務局、説明お願いいたします。

○坂本国保担当　確認させていただきます。

　机上配付したものです。次第、資料１、令和４年度の運営協議会スケジュールの案です。資料２、多摩市議会第１回定例会について、ホチキス留めのものです。資料３が多摩市議会第１回臨時会についてです。資料４、令和４年度国民健康保険特別会計の当初予算概要、資料５－①と②が予算の一覧になります。資料６が新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給と保険税の減免状況についての御説明の資料です。そして、資料７が国民健康保険税の軽減所得基準額の変更についての答申の写しになります。

　不足ありましたら、お申し出ください。

　以上です。

○下井会長　どうもありがとうございます。

　お手元にない資料はございますでしょうか。大丈夫ですか。

　では、本日のスケジュールを確認したいと思います。本日の予定について事務局より御説明お願いします。

○松下保険年金課長　本日は報告事項といたしまして、令和４年度の国保運営協議会のスケジュール（案）、令和４年多摩市議会定例会及び第１回臨時会について、令和４年度の国民健康保険特別会計当初予算、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金及び保険税の減免状況について、それから、多摩市国民健康保険税の、すいません、軽減所得基準額となっているんですが、限度額の変更についてということで修正をお願いできればと思います。こちらについて御説明させていただく予定でございます。

　以上です。

○下井会長　どうもありがとうございます。

　それでは、報告事項５つですけれども、まず、１つ目から、資料１、令和４年度多摩市国民健康保険運営協議会のスケジュール（案）についてということで、それでは、説明をお願いいたします。

○松下保険年金課長　では、資料１を御覧いただきたいと思います。今年度の国保運営協議会のスケジュール（案）となっております。

　第１回、本日５月１９日、それから、第２回が７月２１日、第３回が１０月２０日、第４回が１１月２４日、第５回が１２月１５日、第６回が１月１９日、第７回が２月２日ということで、基本といたしましては第３木曜日の１時半からということで設定させていただいておりますが、第４回の１１月２４日、令和５年度の国保事業費納付金の仮算定結果が東京都から毎年１０日頃に示されるというところで、こちらは１週遅らせていただいております。それから、第７回の２月２日でございますが、令和５年度の保険税率の改定ということで今年も諮問させていただくんですけども、そちらの答申の方向性を固めていただいて、３月議会に上程する日程の都合上、２日ということでスケジュールを早めさせていただいているという状況でございます。

　説明は以上です。

○下井会長　どうもありがとうございます。

　これに関して御質問・御意見ございますでしょうか。

　それでは、日程調整のほうお願いいたします、委員の皆様。

では、次に報告事項の２つ目ということで、資料２、令和４年多摩市議会第１回定例会について報告をお願いいたします。
○松下保険年金課長　資料２を御覧いただきたいと思います。こちらは令和４年多摩市議会第１回定例会についての御報告になります。
日程といたしましては、令和４年３月１日から３月３０日、３０日間開会されておりました。
行政報告、代表質問、一般質問が５日間、それから、補正・条例ということで１日、予算決算特別委員会で５日間、各常任委員会で４日間、３月３０日に最終日ということで議会が開会されております。
一般質問につきまして、今回、国民健康保険に関する質問は特にございませんでした。
議案といたしましては、令和３年度補正予算、それから、後ほど説明させていただきますけども、令和４年度の当初予算ということで、いずれも全会一致で可決をいただいております。
それから、条例改正を２本上げさせていただいておりまして、まずは多摩市国民健康保険条例の一部改正ということで、こちらは民法が改正されまして、成人年齢が２０歳から１８歳に引き下げられたということに伴いまして、多摩市の国民健康保険条例８条の２に規定する結核医療給付金の給付を受ける者の被保険者区分、こちら２０歳以上の被保険者といったところを１８歳以上の被保険者ということで条例の一部を改正しております。こちらは全会一致で可決いただいております。
次に保険税条例の一部改正ということで諮問させていただきまして、答申をいただきました。２％増の改定ということ、そちらを反映いたしました保険税率の改定、併せて、未就学児に係る国民健康保険税の軽減措置ということで、今年から未就学児の均等割額が５割減額されるという形で法律改正が行われておりますので、それに合わせて多摩市の保険税条例も所要の改正を行ったものでございます。こちらも全会一致で可決いただいているという状況でございます。
定例会の報告につきましては以上になります。
○下井会長　どうもありがとうございます。
これに関して御意見・御質問等ございますでしょうか。
特になければ、次に資料３ということで、令和４年多摩市議会第１回臨時会についてということで御説明お願いいたします。

○松下保険年金課長　資料３を御覧いただきたいと思います。

令和４年多摩市議会第１回臨時会が令和４年４月２７日に開会されております。

２月の運営協議会に諮問させていただきました限度額の変更、こちらが国の法律が改正されまして３月３１日に公布されております。その関係で、実際に４月１日が適用になるものですから、３月３１日付で市長が専決処分をしております。そのことにつきまして議会に報告、上程させていただきまして、こちらも全会一致で可決をいただいております。

臨時会の御報告は以上になります。

○下井会長　どうもありがとうございます。

この資料３につきまして、臨時会について御意見・御質問等ございますでしょうか。

もしなければ、続きまして、資料４ということになるかと思います。令和４年度国民健康保険特別会計当初予算の概要ということで、こちらの御説明をお願いいたします。

○坂本国保担当　着座で失礼します。

令和４年度国民健康保険特別会計当初予算につきまして御説明させていただきます。

使います資料が資料４の概要と資料５－①②が歳入歳出になっております。資料４を中心に御説明いたします。

大きく概要としましては、令和４年度の当初予算１５３億８，２９３万９，０００円で、令和３年度当初予算と比べますと４億６，０００万ぐらい増額になっています。これは令和３年度の当初予算のほうが令和２年度のコロナ禍の影響を踏まえまして給付費等減で見込んでいるために、通常の積算よりも低めに、小さめに見込んでいるところから、４年度と比較しまして大きな幅になっているというところになっています。

次に歳入歳出それぞれ御説明いたします。資料４の当初予算概要の中ほどの表になります。令和４年度国民健康保険特別会計の前年度予算との比較というところです。

歳入は一番上の表になります。

主なところで、項目を見ていただきますと、国民健康保険税が計上額約２７億円、都支出金が約１０６億円、繰入金が約２０億円になっております。こちらにつきまして申し上げます。

まず、保険税ですけども、保険税率につきましては、こちらの運営協議会における審議と答申を踏まえまして、財政健全化への取組を進める一方で、社会保険の適用拡大であるとか、低所得者がさらに増加することが想定されること、昨今の物価上昇とか、低所得者世帯へ与える影響とコロナ禍である特殊性を考慮しまして、対前年度比２％の増額、そこを反映させ

て計上しております。

次に表の中ほどの都支出金の約１０６億円ですけども、内容は保険給付費等交付金になります。給付費相当額が全額交付されるという普通交付金と、あと、努力支援とか特別調整交付金とかの特別交付金等で成り立っております。令和４年度がコロナ禍前の伸びで給付費等を積算しているために、この交付金は増額となっております。

次に繰入金の約２０億円につきまして、詳細は、概要の一番下の一般会計繰入金の内訳を参考に見ていただきますと、令和４年度から子育て世帯への経済的負担の観点から、未就学児がいる世帯に対しての均等割保険料の軽減措置が開始されたというところで、法定繰入が新たに設けられております。令和４年度は６６５万５，０００円を計上しています。詳細については後ほど見てください。

歳入は以上になります。

続きまして、歳出になります。資料４の真ん中の表になります。

主なところでは、保険給付費が約１０４億円で、事業費納付金というのが約４５億円と、それにつきまして申し上げます。

全体の６８％余り占めています保険給付費、前年度の当初予算と比較しますと、３年度がコロナの影響を反映して給付費を低めに見込んでいることから、その反動で令和４年度は増額しているような形になっております。

保険給付費の中でも一番大きいところが一般療養給付費ですけども、こちらにつきましては令和３年度の当初から比較しますと３％増になっていまして、約８８億７，５００万円が内訳としてなっています。こちらは年齢区分別１人当たり医療費に見込みの加入者人数を乗じたものから自己負担割合分を除きました保険者負担分を積算しております。当初予算の積算になりますので、多少は多めに見込んでいるところですけども、若年者、０歳から６４歳が当たるんですけども、１人当たり医療費を約３５万３，０００円、前期高齢者の前半、６５から６９歳は約４３万６，０００円、前期の後半７０から７４歳は約４９万４，０００円で見込みまして、これに若年者の人数ですけども、１万６，２０２人、前期高齢者の前半は５，２７３人、後半は８，３０９人の合計２万９，７８４名で乗じて計算しております。

次に歳出の中ほどの事業費納付金です。約４５億円ですけども、これは平成３０年度の国保制度改正によって急激な税負担が生じないように、平成３０年度から６年間は国の激変緩和措置が投入されますけども、こちらの額は毎年度減少していくこととされております。納付金の算定結果のところで大体７，１００万円ぐらいの国の激変緩和措置、あと、東京都

の財政支援、今年度約２００万円が入るんですけども、ただ、医療費の増など反映しまして、当初予算額、令和３年度と比較しますと４．１％の大幅増という形になってございます。

歳出は以上になります。

予算科目の詳細につきましては、資料５－①と②で見ていただければと思います。

最後にですけども、説明の補足としまして、加入者数の見込みについて申し上げますと、年度平均の被保険者数が、令和２年度は３万２，５６４名、令和３年度積算ベースですけども、３万１，４３８人となっておりまして、予算積算で使用する４年度は、積算ベースで先ほど申しました２万９，７８４名で計算しております。従いまして、２年度と３年度比べるとマイナス３．６％、令和３年度と４年度の比較はマイナス５．５％と見込んでおりまして、今年１０月に予定されています社会保険の適用拡大であるとか、あと、７５歳到達によって後期高齢者医療に移るというところの減を反映させて積算しております。

説明は以上になります。

○下井会長　どうもありがとうございます。

これに関して御意見・御質問等ございますでしょうか。

続きまして、報告事項の（４）ですけども、資料６ということで、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況についてということで、これに関する御説明をお願いいたします。

○松下保険年金課長　そうしますと、資料６を御覧いただきたいと思います。

こちらは新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給及び国民健康保険税、また、後期高齢者医療保険料の減免状況ということで、令和４年３月１日現在の数字を挙げさせていただいております。

まず、傷病手当金につきましては、国民健康保険で９件申請、支給決定が７件、それから、今審査中というものが２件ございます。後期高齢者医療につきましては、傷病手当金の申請はございませんでした。

２番目の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免状況につきましては、国民健康保険が、令和２年度相当分ということで申請が１件、決定件数１件、令和３年度分につきましては、申請件数が１４４件、決定件数が１１４件、不承認が１６件、処理中が１４件となっております。後期高齢者医療につきましては、令和２年度相当につきましては、申請ゼロ、令和３年度分につきましては、申請１６件、減免決定が１６件という形になっております。

説明は以上になります。

○下井会長　どうもありがとうございます。

これに関して御質問等ございますでしょうか。

お願いします。

○津布久委員　念のためお聞きしたいんですけども、健保の場合は休業４日目から、いわゆる標準報酬日額の３分の２みたいに、月額給料をベースにした形での１日幾らというのが分かるわけですけど、国保の場合は商店の人とかいろいろいらっしゃると思うので、この傷病手当７件の支給のときには基準となる収入というのはどうやって把握して、１日当たり幾らというのはどうやって算出するのか、もしお分かりになれば、教えていただきたいなと思います。

○下井会長　お願いいたします。

○坂本国保担当　国保の傷病手当金につきましては、申請書に書類をつけていただくんですけども、そもそもの対象が、個人事業主は除いていますので、国保の加入者であっても被用者、給与収入を得ている人とか、あとはアルバイトとかでも事業主から報酬なり賃金なりをもらっている方がそうなんですけども、直近３か月間の実際にもらっている額、支給されている額を申請していただきまして、勤務した日数も併せて書いていただいています。これを基に、そこからは健保と同じ、日額を出して３分の２ということで、端数処理もしてやっています。

○津布久委員　では、過去１年間ということじゃなくて、３か月間の勤務日数と賃金額をベースにして大体３分の２と。

○坂本国保担当　そうなります。

○津布久委員　ありがとうございました。

○下井会長　ありがとうございます。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

すいません、基本的な質問なんですけども、この傷病手当で申請件数が９件、支給決定件数７件、不支給決定はゼロということは、残り２件は協議中ということになるんですか。

○坂本国保担当　そうですね、調査中が２件、今ありますので、その分になります。

○津布久委員　すいません。

○下井会長　お願いいたします。

○津布久委員　今の傷病手当について、これはいわゆるコロナだから、国保の場合は傷病手

当ということで、基本的にはないわけですから、全部これはコロナ感染というか、そのために仕事に就けなかったという限定があるわけですよね。

○松下保険年金課長　コロナ感染症による影響を受けた方になります。

○津布久委員　それはどうやって証明してもらう、申請書にその旨を何か書いてあるわけですか。

○松下保険年金課長　そうですね、医師の証明ですとか、あるいは事業主の証明を添付していただく。

○津布久委員　なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○下井会長　ありがとうございます。

　ほかに御質問等ございますでしょうか。

　これも素朴な質問なんですけど、２番目の減免状況で減免決定件数、不承認件数とあります。不承認になる場合というのは、一律に、何か機械的に、理由というのは、その根拠というか、どういったものなんですか。

○松下保険年金課長　前年の収入に比べて３０％以上減少が見込まれる方というのが対象になるんですけども、この不承認になった方というのはその３０％まで行かなかった方というものです。

○下井会長　これは事前に公になっていないんですか。公になっていれば、その時点で申請しないように思うんですけど。

○松下保険年金課長　ホームページですとか、あと、納税通知書を発送するんですけども、その際にもコロナの減免ありますということで要件というのは示させていただいているんですけども、やっぱり３０％行かないという方も中には申請されてくるケースもあります。

○下井会長　ありがとうございます。

　ほかに御質問等ございますでしょうか。

　もしなければ、次に５つ目の報告事項ということで、資料７ということになるかと思います。お願いいたします。

○松下保険年金課長　資料７を御覧いただきたいと思います。

　こちらは２月の運営協議会に保険税課税限度額の変更についてということで諮問をさせていただきまして、その諮問どおりの答申をいただいたんですけども、この答申内容につきましては会長と代行に一任ということで承認をいただいております。その結果、このような形でまとめさせていただいたということで本日お示しさせていただいております。

以上です。

○下井会長　ありがとうございます。

これに関して御意見・御質問等ございますでしょうか。

もしなければ、その他ということになるかと思いますけれども、お願いいたします。

○松下保険年金課長　今回の国保運営協議会の委員につきましては、令和元年７月１日から令和４年６月３０日までの任期ということで委嘱させていただいております。

今回、今任期中の最後の会議になりますので、会長から一言御挨拶をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○下井会長　今回、２年据え置きですけれども、保険税率の見直しということで、なかなか難しい問題について皆様いろいろ解決に当たってくださり、本当にどうもありがとうございました。大変感謝申し上げます。

引き続きこの国民健康保険の運営に御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○松下保険年金課長　続きまして、事務局から、保健医療政策担当部長の伊藤から御挨拶をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤保健医療政策担当部長　今、会長からもお話しいただきましたけれども、この今期に当たりまして皆様方の御協力をいただきながら取組を進めてまいることができました。

今回は特にコロナ禍というところ、保険料率の改定に当たっては、様々な観点からお話をいただきながら、無事、議会の了承を得ながら税率を決めるというのができたということは非常にありがたかったと思ってございます。

今回このような形で一旦は終わりになりますけども、引き続き役員をお願いさせていただく方とか、あと、あるいは、また、国保というところでは皆様方の御尽力をいただきながら取組を進めてまいりたいと考えてございますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○松下保険年金課長　各団体から御推薦をいただいてお願いされている委員の方につきましては、また関係団体に改めて推薦依頼をさせていただきます。それから、被保険者代表の方につきましては、市民公募という形で今後ホームページですとか、広報で募集させていただいて、委員の方を選任させていただくという流れになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○下井会長　どうもありがとうございます。

　その他で次回の開催、７月２１日の午後１時半になっております。

　何かお話しになりたい方いらっしゃいますか。特になければ、閉会という形になりますけども、よろしいですか。

　本当にどうもありがとうございました。

午後１時５８分　閉会

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会　　　会　長

委　員

委　員